

令和８年度 第７回横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和８年８月３日（月）１０時００分～１１時５０分
開 催 場 所	横浜市役所１８階会議室 みなと５
出 席 者	委員：６名（委員については、募集要項等公表時に示します。） 事業所管課等：にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 稲葉課長、坂本係長ほか 担当事務局：行財政局ファシリティマネジメント推進課 森地課長、巽係長 ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	議事 横浜国際プール再整備事業について １ 特定事業の選定の検討について（審議） ２ 民間事業者の募集要項等の検討について（審議）
議 事	【事務局】 本日は、「横浜国際プール再整備事業」をＰＦＩ手法にて実施するにあたっての御審議となります。 【委員長】 委員会の運営について、事務局から説明をお願いします。 【事務局】 まずは、本日の出席状況と定足数について御報告いたします。 本日は、委員及び臨時委員皆様に御出席いただいておりますので、要綱に定める定足数に達していることを、ここで御報告いたします。 お手元の資料をご覧ください。１点だけ改めてのご確認をさせていただきます。 「４ 委員会の運営及び議事の取扱い」のところですが、本件審議にかかる一連の会議については、審議内容が公募の条件や審査項目等の情報が含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第３１条第３号に該当すると考えられることから、事前承諾のとおり、「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第９条第１項及び第２項に基づき非公開とする形でよろしいか、ご確認をお願いします。 【委員長】 要綱第９条により、あらためて本件に関する議事については、「非公開」とすることよろしいですか。 【各委員】 異議なし。 【委員長】 これ以降の議事について、会議を非公開とします。

【横浜国際プール再整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する落札者選定基準の検討について】

以下の内容について事業所管課から、資料により説明

- ・(1)特定事業の選定の検討について(審議)

【委員長】

ただいまの説明に基づき、質問、あるいは確認事項、意見等を賜ればありがたいと思うが、いかがか。リモートで参加の委員からも意見があれば自由に発言いただきたい。

【委員】

本質的なことではないが、トランザクションコストという説明があった。前回も書いてあったかもしれないが、具体的にどのような費用を含んでいるのか。

【事業所管課】

コンサルタントに支払う発注支援業務、設計建設のモニタリング業務のサポート費用を見込んでいる。

【委員】

承知した。

【委員】

本体の2ページ、図表1で、市が直接実施する場合の資金調達手法で、市債で元利均等一括償還という言葉があるが、この意味がよく分からない。元利均等であれば、例えば20年の分割で均等で返済するということであるが、一括償還で言うと、基本的に20年たった段階で一括償還するというイメージで取られるので、この言葉だと、利息はずっと払わずに、20年たったときに元本と利息を一括で返済するというふうに読める。そうすると、均等という言葉がそもそも必要ないのではないか。通常であれば、右の特定事業として実施する場合の市場借入と同じで、元利均等返済という言葉が通常であって、一括返済であれば、元本一括返済になると思うが、この元利均等一括償還というのはどういう意味なのか教えていただきたい。

【アドバイザー】

返済期間20年、元金一括償還で修正をさせていただきたい。起債期間中の毎年の金利を支払うということであるので、最終年次に元金を一括で償還するという形に修正させていただく。

【委員】

元金を一括で償還するというのは。

【アドバイザー】

例えば100億の起債、これを10年債で発行した場合に、10年後の発行日に100億円の返済を行う。

今回はP F Iで事業を実施するということが前提にあり、市が直接実施する場合は、それに対する条件設定として置いているものである。資金調達の方法としては、20年後に元金一括償還するという前提で計算しているという話になる。

【委員長】

最終的に市債を発行するということに関しては、予算としては市議会を経なければ決定できない事項である。だから、あくまで仮定の話でお聞きいただいた。市債を発行して資金調達をするという場合、基本的なパターンとしては、20年間、利息だけ払い続けて、最後、一括して元金を返済するというパターンを想定しているという、市の今までのやり方はそうであったということで、それに準じている。

【委員】

それは積立てていっているのか。

【委員長】

どのような形で返済するかは、このP F I事業に関連することとは別の話になるかと思う。それをどう手当てするのかは市のほうの問題である。ただ、コスト計算として、直接市が手を下すやり方であれば、従来という言い方をしているが、この場合には、元金を返済するのが一番最後になるわけである。今の状態、この仮定は、P F I事業者はどうなるかといったら、元金均等とあるが、これは元利均等と修正しておいてもらわないといけない。

【アドバイザー】

元金均等。

【委員長】

元利均等ではなくて。

【アドバイザー】

元利ではなくて元金、これはこれでいいと思う。

【委員長】

元金均等で計算していくと、当然、初期にだんだん返していくので、利息の金額は総額で考えればP F I事業のほうが少ないのは当然である。

【委員】

元利均等と元金均等という、この書類を見ると別に不思議に思わない。

【委員】

これは元利均等ではなくて、元金一括返済である。20年たった段階で元本を一括で返済する。その間はずっと利息だけを払う。

【委員長】

返済期間を20年と表現するから均等という気がしないでもないが、これは20年後が償還期限という意味合いで書かれていると理解できる。

今審議いただいた特定事業の選定については、2ページ目の図表1の「市が直接実施する場合」の資金調達手法の表記の仕方、返済期間20年元金一括返済としていただければいいと思う。償還期間、償還期限、厳密には償還期限だと思うが、元金一括償還とするのであれば、返済期間、これも償還期間とされたほうが無難は無難である。言葉の問題であるが、見栄えがいいようにしたほうがいいと思う。それは修正していただくとして、それ以外に修正、あるいは気になる点はあるか。

ないようであるので、今の修正点を修正することをした上で、特定事業の選定について、皆さんのほうで承認いただけるか。

(委員了承)

【委員長】

特に異論がないので、特定事業の選定案については、先ほどの修正点を前提として、それを踏まえて認めていただいたものとして処理させていただきたい。

【横浜国際プール再整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する落札者選定基準の検討について】

以下の内容について事業所管課から、資料により説明

- ・(2)民間事業者の募集要項等の検討について(審議)

【委員長】

ただいまの説明に基づき、皆様から自由に質問、確認事項等があれば発言いただきたい。

【委員】

細かい点であるが、まず、入札説明書(案)、リスク分担表で、前回申し上げなかったのが、35ページの(14)物価変動リスクで、「インフレ・デフレにかかる費用増減によるもの」で(自主事業を除く)と書かれている。一方で、38ページを見ると、(9)の需要リスクで、施設の需要に関するものはPFI事業者が負うと、これは

本体事業も実施事業も全て含めていると思う。そうすると、物価変動リスクについては、実施事業については、PFI事業者に見てもらわなければならない。だから、除いている。それを入れてやらないといけないのではないか。そうしないと、全般カバーしていない。(14)の物価変動リスクで、3行目に、「自主事業におけるインフレ・デフレにかかる費用増減によるもの」を入れて、PFI事業者を○にしないと、全部をカバーしたことにならない。これだけだと、自主事業を除いているので、本体事業だけになっている。当然、全般についてリスク分担表を書くので、自主事業にかかる物価変動リスクも入れなければいけない。それは全般的にPFI事業者に見てもらわなければならない。事業リスクのほうは自主事業と本体事業と分けていないので、全般にPFI事業者に見てもらわなければならない。収益のほうはPFI事業者に見てもらわなければならない。事業リスクのほうで、物価変動リスクのほうは、自主事業からすっぱり抜けている。自主事業のところはPFI事業者に見てもらわなければならないわけであるので、(14)で「自主事業におけるインフレ・デフレにかかる費用増減によるもの」と新たに1行入れていただいて、PFI事業者に○をつける必要があるのではないか、これが1点目である。

2点目が、モニタリング基本計画で、細かい話であるが、11ページ、開業準備業務責任者が作成する提出種類が図表1になっているが、これは図表11である。その上で、業務報告書であるが、④⑤⑥とあり、12ページを見ると、運営業務責任者が作成する提出書類で、業務報告書が⑤⑥⑦⑧とあって、月次だと月次業務報告書が年度業務報告書と書かれているので、同じ書式にしたほうがいいのではないか。つまり、11ページでは、開業準備のほうは業務報告書(日報)で、⑤が月次とか、年度と書いてあるが、次のページでは、月次業務報告書とか、年度業務報告書となっているので、記載はそろえたほうがいい。

あと、開業準備業務に関しては、四半期は要らないのか。12ページで、運営業務責任者とか、維持管理業務責任者が日報と月次と四半期と年度で要求しているので、開業準備も四半期で出してもらわないと進捗状況が見れないのではないかという気がするが、開業準備のほうは期間が短いわけである。だから、月次と四半期と出してもらったほうがいいのではないかという気がする。これは開業準備だけ四半期を除いている特別な理由はあるのか。

【事業所管課】

開業準備の期間を3か月以内として考えているので、四半期報告は不要かということ、このような記載にした。

【委員】

そうすると、年度は逆に要らないのではないか。開業準備期間、全期間という形で入れればいいということである。年度だとかおかしな話である。各事業年度終了後2か月という話であるが、そうではなくて、開業準備終了後、2か月も要するのか。開業準備が3か月で済むのであれば、⑥が業務報告書は年度ではなくて、開業準備業務全体という形で、全体の業務報告書にして、それを開業準備終了後、例えば1

か月以内とか、短いスパンで求めたほうがいいのではないかという気がする。

【委員】

落札者決定基準に関連する要求水準の部分であるが、落札者決定基準の9ページの4番の②のところ、前回は議論になったところだと思うが、大会利用時や興行等実施時の利用形態を踏まえて入場退場時における利用者の動線等の安全性確保、周辺環境への影響抑制につながる考え方について具体的な提案が示されているかということで、大きなイベントが実施されるときにサポートをすることが想定されているということで、これが対応するのが要求水準の第6の2の(1)となっているが、要求水準のほうに行くと、(1)は利用の受付をするための業務という内容が記載されており、大きなイベントのときの動線の確保とか、そういうものが書いていないと思う。

一方で、要求水準書の55ページの(8)大会等の開催等支援業務、これがむしろ該当するのではないかと思うが、そこでは「様々な支援を実施すること」という1行で終わっているのも、もしこの項目に該当するのであれば、動線の確保とか安全の確保みたいなことを具体化して記載すると、要求水準で要求していること、それを落札者決定基準でも評価の対象としているということが分かっているのかと思う。これが1点目である。

関係するので、さらに申し上げると、この点については、プロフィットシェアリングのところに行くが、先ほど経費は見ないということであるが、それは興行することによって、特段、SPCに負担が生じることはないからという理由だったと思う。先ほど申し上げたイベント時のサポート業務を考えると、追加の費用負担は考えてあげたほうがいいのではないかと考えた。

【事業所管課】

落札者選定基準の9ページ目、4の(2)について回答する。前回、応募書類対応で、要求水準書第6の2(1)ということで記載していたが、第2そのものがこの全体の業務を包括していると考えており、今回、資料9ページの(2)の一番右側、要求水準書第6、2のこの節全てに対応するような形で掲載している。

【委員】

6の2(1)となっていないか。

【事業所管課】

4(1)②については、(1)に限らないほうがいいという指摘だと思うので、そのように変更したい。

【委員】

その上で、要求水準にこの内容を書く必要がないのか。これは何回かこの議論は出ていると思うが、(1)②に相当するような内容は要求水準に書いていなくて、こ

のような業務も想定しているということを書いておいたほうがいいのではないかなと思う。

【事業所管課】

要求水準書の 55 ページの(8)に「整備対象施設を活用したスポーツ大会等の開催においては、様々な支援を実施すること」という一文を入れているが、もう少し具体的に書いたほうがよいという指摘をいただいているので、そのように変更したい。

【委員長】

プロフィットシェアリングの関係であるが、その前に、今の点であるが、私はこの前、説明を受けたときに、何かイベントをしましょうといったときに、帰る方々の動線をどうするかということに関しては、新しい警備員なりを P F I 事業者が雇って何か追加的なコストが生じるかと言われると、そうではなくて、それはイベントを引き受けてもらっている側、受託者の側で全部やってもらうのだということが前提のようである。それでプロフィットシェアリングに関しては追加的なコストはほとんど生じないであろうということは想定されている。

もう 1 点、今のところもさきに指摘いただいたところがあるが、支援業務であるが、それほど細かなことというよりは、やることがあるとすれば、委託先との関係でスムーズに流れというか、そういったものが確保できているということを確認しなさいというレベルでしか恐らく要求水準には書けないのではないかなと思う。

【事業所管課】

そのとおりである。

【委員長】

委員がおっしゃっているのは、実際にイベントをやるときに、追加的にいろいろな手当をする必要があるだろうと、それを前提としたら、いろいろなものを書いておかないとまずいのではないかなという指摘はもっともであって、ただ、現実的には、丸投げという言い方は悪いが、イベントを主催する方にやってもらうことが前提になっているのだということである。このような実態のようであるが。

【委員】

そのようなことであれば、落札者決定基準の 4 の(1)の②は、あたかも自分できちんとやることを前提とした基準になっているが、むしろ受託者側にこういうことを確保してもらえるような体制になっているかということにしたほうがよろしいのではないかなと思った。

【委員長】

おっしゃるとおりだと思う。そういう意味では、要求水準書のほうにも少し加え

ていただくとともに、うまく連絡を取って、コミュニケーションを保ってということだと思う。そういう対応でよいか。

【委員】

結構である。②の落札者決定基準はこれでよろしいか。

【事業所管課】

これも興行主との連携等については、P F I 事業者が行うように読めてしまうので、書き方の工夫をしたいと思う。

【委員】

その内容であれば、(1)の②に位置づけるのは場所的にいいと思い、運営全体に関する考え方ということで、①が自分の体制で、②が委託事業について、委託先にきちんとお願いできているかというような話になって、座りがいいかと思う。

【委員】

そんな単純な話ではないと思う。興行主が実際に建物や周辺状況をちゃんと理解して配置できるわけではないので、実際には事業者側にそういった配置を委託するという形で、事業者側が結局、警備業者等に丸投げするということで、その仲介を行って、どこにどう配置するかというのは、事業者の側で工夫するはずである。基本的に興行主が全部状況を分かって、やるということは無理だと思う。それは事業者側でノウハウをちゃんと発揮して事業者に周知してもらわないとまずいと思う。

【事業所管課】

事業者側が、現状の状況把握をしたものを、しっかりと興行主側に伝えて、それを警備に伝えるといった連携などが分かるように、要求水準書と落札者決定基準に記載したいと思う。

【委員】

プロフィットシェアリングの話で言うと、収益認識基準を使うかどうかで変わってくる。収益認識基準を使えば、警備会社に委託するという形で、事業者側が興行主から警備業務についてもお願いしても、結局、事業者側がそれをただ採択するだけであるので、事業リスクを負わないので、手数料相当しか入ってこないの、基本的にはプロフィットシェアリングで問題ないと思う。それに対して収益認識基準を使わないということであれば、総額表示なので、費用の分を見込まないといけないという委員のおっしゃるとおりだと思うので、収益認識基準を前提で収支計画を出させるかどうかによって、この議論は変わってくると思う。収益認識基準を使うのであれば、基本的には興行主が自分たちもやりますと言っても、この受託者にお願いして、受託者が採択すると言っても、基本的にはそんな大差ない話である。実

際に興行主が全部やるということは無理なので、事業者側でノウハウを発揮してもらわないと経緯もちゃんとうまくいかないと思うので、そこは両方想定した形で書かないとまずいと思う。

【委員】

関連して、誘導として、様式というのはどのようにつくられる予定か。5-5-1がうまく探し出せなかった。

【事業所管課】

様式5-5-1は、白紙に記載いただくような様式である。

【委員】

本当にフリーに提案するのか。

【事業所管課】

留意事項に、分かりやすく、提案の意図が伝わりやすい提案書の作成に心がけることや、写真等を用いて、と記載はあるが、自由に提案者に埋めていただくことを想定している。

【委員】

様式によって、こういうふうに項目が書いてあっても、全然記載がないような提案者も発生し得ると思うので、もし重要視しているのであれば、記載を誘導する形があってもいいのかと思う。例えば地域経済活性化とかが毎回どうということか分かりにくかったり、市内の事業者が関わることで利益が市内の企業に還元されるみたいな形の提案がよく見かけるタイプかと思う。非常に重要なところで、必ず提案を入れてほしい場合であれば、可能であったら様式の工夫があると、必ず書いてくれるのかという気もした。

【事業所管課】

資料にある様式の一覧に沿って提出いただきたいとしているため、5-5-1、5-5-2において、運営に向けた基本的な考え方や利用受付に関する事項を記載している。様式については、先ほどお見せしたような白紙の様式になるが、こちらで記載くださいとしている。

【委員】

設問みたいに書かれているので、回答欄が自由に分量を割り振るだけか。

【事業所管課】

そうである。

【委員】

承知した。様式の質問がきちんとあって、回答欄がフリーなだけだと。

【委員長】

皆さんのほうで確認事項、あるいは意見を含めて自由に発言いただきたいが、いかがか。

【委員】

5-5-1であるが、記載事項を見ると②が入っていないので、これを含めるということか。先ほどの動線の話とかがこっちに書かれていないので、これで、5-5-1に記載させるということか。

【事業所管課】

そうである。

【委員】

それはちゃんと明記してください。

【委員】

先ほどの確認であるが、様式集に全部質問が書いてあって、提案者は必ずそれに沿って書くということであるが、たまに書いていない提案者がいらっしゃるような印象がある。その方は応募のときに、余計なあれかもしれないが、ここにちゃんと照らして書いてほしいというのを、念のために周知してもいいのかと思った。

【事業所管課】

今指摘いただいた内容は、入札説明書の13ページ、入札に関する留意事項のその他があるので、様式集の留意事項をよく確認して提案するようにという一文をつけたい。

【委員】

せっかく提示しているところ、多分、事業者も答えたいという方だと思う。

【委員長】

書くように促すということか。

【事業所管課】

はい。

【委員長】

幾つかの書類にわたっているので、整理しないといけないと思うが、指摘いただ

いた点、確認するので、漏れがあれば指摘いただければと思う。資料の順番から行くが、入札説明書の13ページの⑤その他に、記載漏れがないようにというか、どのように表現するかはお考えいただいて、書いてくださいという内容のものを入れるという点、同じく35ページ、リスク分担表の共通事項の中で、自主事業に関してのリスクを最後つけ足していただくということ、要求水準書において、55ページ、動線の話であるが、興行主とうまく連携を取ってしっかりと確保しなさいという趣旨の文書を入れていただくということ、モニタリング基本計画書の10ページ、11ページにかけての整合性を取ってくれということで、特に11ページの図表11になるが、こちらで、3か月間の開業準備期間を想定しているということであるので、年次という表現をすることなく、開業準備終了後という形の修正をして、それを生かすような書類を提出させるという形の書き方にしてくださいということ、それから、最後の様式のほうで、指摘があったのが、1枚目の裏面、5-5-1の中で、先ほどの動線の連携の話を入れ込んでくださいということ、追加的にお配りいただいた点で、既に承認いただいている表で、これから修正を入れなければいけないということであるが、落札者決定基準において、9ページ目で、先ほど申し上げた興行主との連携を取って、動線、安全になるように調整をしっかりとやってほしいという内容を書き込んでもらうということで、修正をお願いしたいということである。

これは確認であるが、委員からの指摘もあったが、プロフィットシェアリングにおける収益認識は当然差額だけか。要するに興行主がもうけたお金を全部そこに放り込むことはないということである。

【事業所管課】

はい。

【委員長】

追加的なコストはそれほど生じないということと考えているということですね。

【委員】

施設整備関連の様式について、A4版で提出する様式集の5-4シリーズと新設プールBの6シリーズの記載内容に合わせて図面も提出していただくことになると思うが、読むほうとしては5-4シリーズ、あるいは6シリーズで書かれている内容について、もちろん図表、図面等々がA4様式の中にも挿入されると思うが、図面のどこを見ればいいのか、その参照情報を明記してもらうとすごく読みやすくなる。御検討いただきたい。

また、細かいことになるが、様式8で求めているプールBのパス、透視図について、鳥瞰図、目線、アイレベルの「外観」となっているが、図面様式ではアイレベルの「内観」となっている。両者の記載内容の整合性を取る必要があると思われる。

【事業所管課】

整合を取るようにして、図面のどこを見れば分かりやすくなるのか、明記していきたい。

【委員長】

ほかに指摘いただける点はないか。

今、委員からいただいた様式に関しての修正も加えてということで、今審議いただいた内容について、追加的なものがなければ、修正点を修正させていただくことで、民間事業者の募集要項等の検討についてはここまでにさせていただいて、募集要項等についてこの内容、修正を加えた上でになるが、承認いただけるということでしょうか。

(委員了承)

【委員長】

それでは、承認いただいたものとして処理させていただきたい。

今日の事項はこれにて終えることができる。

今、修正事項を指摘いただいているので、今日の話し合いの中で少し加えなければいけないと考えられるものがあるので、前回、落札者の決定基準に関しても、承認いただいているところであるが、今日いただいた修正点を加えた上で、また改めて提出させていただいて、ワンセットの形で皆さんに修正の形のものを提示させていただいて、その上で確認を取っていただく形で進めさせていただきたいと思う。

具体的な案については、事務局の修正案、私のほうでも確認させていただきたいと思うので、その上で皆さんに確認をいただくということで進めさせていただきたいと思う。

今回のことで私の漏れがあつてはいけないという気がしているが、皆さんのほうで追加的に意見等はあるか。

【事務局】

落札者決定基準、前回、承認いただいているのが、何点か修正している点がある。

【事業所管課】

質問もいただいていたので、特に新旧対照表はなくても大丈夫かなという理解でしたが、準備している。本日も新しいものを見て質問をいただいたと理解しているが、何点か指摘をいただいているので反映していきたい。

【事務局】

先ほどの委員の指摘もあつて、その部分は直すことにはなると思うが、そのほかの部分で、前回指摘いただいた部分は修正をかけているので、その説明確認をさせていただきたい。

【横浜国際プール再整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する落札者選定基準の検討について】

以下の内容について事業所管課から、資料により説明

- ・ 前回審議での指摘内容等の修正確認

【委員長】

皆さんのほうで追加的に指摘いただく点はあるか。

【委員】

様式集の様式7-2で事業収支計画が示されている。恐らくこれをベースにして実際事業を施行された後にモニタリングするのかなと思うが、これを見ると、営業収入、これは営業収益のほうがいいと思うが、営業収入を見ると、設計・建設の対価と維持管理・運営の対価が示されて、これはどちらも市が払うものである。そのみが営業収益として計上されているということになると、様式7-8で、先ほどのプロフィットシェアとも関連するが、収支予算書で、個人利用、貸切利用、興行収入等々がここで収支予算書という形で計画が出されていると思うが、これは様式7-2の事業収支計画には反映しないということである。

そうすると、市が払ったものに対して経費は様式7-8で言う、収支予算書の支出のほうは除外して費用計上するということになるのか、よく分からない。普通に考えれば、利用料収入、興行収入は営業収益に入ってくるのではないかなと思うが、それは事業者が見積もって、その根拠が様式7-8であって、様式7-8に基づいて実際にどれだけの自己収入があるのかというのを営業収益として計上しなければいけないと思うが、そうっていない。これはどういう思想でこのようになっているのかよく分からない。これだと、収益、自己収入の貸館、利用料収入は収益に計上しないで、費用は計上するということで、非対称になるので、そうすると、様式7-8の支出は興行収益とか利用料収入に直接関係するものとそうでないものを分けて、そうでないものだけにここに営業費用で計上するということになるのか。普通に考えれば、ここに営業収益で、自己収入を入れないとまずいのではないかなという気がする。

様式7-2の※8で、「飲食機能業務及び駐車場管理業務をPFI事業者が実施する場合においても、これらの業務の事業収支は本様式には含めないこと」ということで、ここは除くとしても、通常の利用料収入とかは、本体事業のところに入れないとまずいのではないかな。入れないとモニタリングのしようがないと思う。実際、収入が入っても税金を払わなければいけないので、そうすると、事業収支計画のところ、本来の、8を除いたとしても、それ以外の全般的な収益費用はここに全部入れ込まないといけないのではないかなという気はするが、そうっていない。なので、特に営業収入、営業収益という言葉のほうがいいと思うが、営業収益がサービス対価Aとサービス対価B-1、B-2だけで、市から払うものしか入っていない。それは混合型であるので、まずいと思う。なので、そこを整理していただいて、この1行を加えて、それで参照様式は様式7-8になると思うので、その様式7-8

	に基づいて入れてくださいということをちゃんと明記しないと関係性は分からない。 【事業所管課】 修正する。 【委員】 そこに計画した利用料収入も書き込まれるのか。プロフィットシェアリングのときに計画値なのか。 【委員】 プロフィットシェアリングはあくまでもここの数字に基づいてやるが、事業収支全般、ここで得るお金もこっちに入れないと。 【委員】 別の様式に書いている。 【委員】 プロフィットシェアは様式7-8に基づいてやっていくというところは明確になっている。それは問題ないが、様式7-2のほうが問題で、これが入っていない。 【委員長】 加えてください。 ほか、今説明いただいた決定基準のほうで何かあれば。あるいは先ほどの話の中で追加的な指摘があってもいいかと思うが、あるか。所管課で指摘されたが、何を言っているか分からなかった点はあるか。 【委員】 少し細かいが、決定基準7ページの地域経済活性化の雇用機会の創出であるが、地域経済を活性化させるための雇用機会の創出というので、婉曲的に書いているという感じである。具体的にどなたを雇うターゲットがあるわけではなくて、取りあえず求人募集という形で、それにどなたが応募してきてもという感じか。地域の方が、結果、多いかと思うが。 【事業所管課】 地域の方がなるべくここで勤めたり、そういうことができるといい。 【委員】 了解した。
--	--

【委員】

1つだけ質問させていただきたい。プロフィットシェアリングについての考え方であるが、先ほどの資料のプロフィットシェアリングの考え方の2ページで、市民利用と興行利用を31日ずつ、半分ずつと想定して、32日目以降にプロフィットシェアリングをかけていくという考えで整理されていると理解している。このプロフィットシェアリングを入れる趣旨は、半分ずつバランスを取った運営にしてほしいので、それを崩さないように、ある意味、超えるような利益を上げるときには、プロフィットシェアリングをかけることによって、あまり興行によった事業運営にならないようにするためのプロフィットシェアリングと理解すればよいか。この趣旨、なぜ要求するかというところを確認させていただければと思う。

【事業所管課】

先生のおっしゃるとおりで、横浜国際プールの興行については、バランス感を持って実施していきたいという考えに基づいている。横浜BUNTAIが興行に特化していて、横浜武道館は市民利用という位置づけの中で、横浜国際プールはその間に入ってくるような位置づけで整備を進めていきたいというところから、このような考えでさせていただいた。

【委員】

分かった。それで半分ずつで、超えた部分はプロフィットシェアという考えか。

【事業所管課】

はい。

【委員】

今さらの話になってしまうかもしれないが、要求水準書かと思うが、スポーツマンガライブラリーは要求水準で具体的に何か決められていたか。そういうスペースをつくるということはあったと思うが、ライブラリーというからには、本がいっぱいあるのだらうと思いつつ、その辺は、改修の一つの目玉だったと思ったが、あまり規定がないと、ただ空間があって、漫画が何十冊か置かれて、これですと言われても評価できないのでは。

【事業所管課】

要求水準書の27ページに、スポーツマンガライブラリーの設置内容を記載している。実際の本、漫画に加えて、電子書籍でもいい、本を読むスペースとして小上がりスペースをつくってくださいと規定している。もともとこれをつくるときに、スポーツ施設にマンガライブラリーをつくる意味とは何かみたいなところで、スポーツ漫画をきっかけとした運動のきっかけというところを考えていたので、スポーツ系漫画というところで少し制限している。

【委員】

これまでこの中身は議論されなかった。場所だけつくって、漫画だけ置くとなると、子どもたちがそこにたむろしてゲームをやっているだけみたいになると、誰もそのイメージを持たないまま進めてしまうのは危険かなと思ったので、コメントする。

【事業所管課】

特に建物、空間のしつらえについては記載しておらず、長時間利用することを考慮した閲覧スペースとして、居心地がいいという意味で小上がりのスペース等の設置を記載している。また、椅子、テーブルで交流できる空間としているので、スポーツ漫画を読むためというのものもあるが、子どもがここに来て、例えば学習したりお話をしたり、そういうところもイメージはしている。読み取れるかと思っているが、具体的にこういう空間でこうしてくださいというところまでは、要求水準書ではうたっていない。

【事業所管課】

補足する。しつらえとしてこういうものをつくってくださいということはここでは規定していない。

一方で、55ページの運営部分に、交流にぎわい創出業務のイ、「図書空間を整備し、健康促進や生涯スポーツのきっかけを提供すること」で、大まかな方向性を示しつつ、また、別のところで、子どもたちとのアンケートやディスカッションの中でこの計画を進めていきたいと思いますということも要求水準で立てつけている。子どもたちがどんなものを望んでいるかを踏まえて空間をつくっていくというところで考えていきたい。

【委員】

そうすると、中身をちゃんと考えていける計画になっていればオーケーというか。

【事業所管課】

はい。

【委員】

分かった。

【委員長】

所管課としては、具体的なイメージがあるわけではなくて、それをどうするかというのを考えてくれということを提案者に投げかけているという理解でよいのか。

【事業所管課】

	所管課としては、全くフリーではなくて、健康促進、生涯スポーツというところで自由に提案してくれと考えている。 【委員長】 建物の部屋の様子とか、そこまでは要求しているわけではないということか。 【事業所管課】 はい。 【委員長】 ほか、何か皆さんのほうから質問事項、御指摘、意見はあるか。 既に発言は終わっているが、さきのお認めいただいたものの修正も加えて、落札者決定基準についても、少し手を加えた形での修正版、それから、特定事業の選定についても、指摘いただいたところに関しての修正を加えて、これは簡単に修正ができる指摘だったと思うが、それから、民間事業者の募集要項等の幾つかの点で指摘いただいているので、これら修正点を加えた形で、事務局と、私もチェックさせていただいた上で、皆さんのほうにはもう一度確認していただくという形で答申の形を進めていきたい。了解のほど、お願いしたい。 以上
資 料	・ 横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱 ・ 委員名簿 ・ 諮問文 ・ 本日のスケジュール ・ 資料 ・ 特定事業の選定(案) ・ V F M算定根拠 ・ 入札説明書概要版資料 ・ 入札説明書(案) ・ 要求水準書(素案) ・ モニタリング基本計画書(案) ・ 様式集(案) ・ 基本協定書(素案) ・ 事業契約書(素案) ・ 新旧対照表、変更箇所ほか